

## 議事メモ

会議名	信濃川下流水利用情報連絡会		
年月日	令和5年8月9日(水)	場所	信濃川下流河川事務所 会議室
	10:00 ~ 10:45		
出席者	委員 18名(うちWEB参加8名)(別紙出席者一覧参照) 随行者及び会議事務局		
【内容】			
<b>(1) 運営要領の改正</b>			
・委員役職変更に関する議事について事務局提案どおり了承された。			
<b>(2) 信濃川の流況等</b>			
・当事務所から配布資料をもって説明した。			
<b>(3) 関係水利使用者の取水状況と今後の取水見込み</b>			
・水利使用者たる出席委員が、事前提出された調査票をもって報告した。			
①かんがい用水			
・信濃川本川については、おおむね障害なく希望量を取水できている。			
・(農政局の報告)刈谷田川については、流況が悪く、取水実績は許可量の63~84%にとどまり、今後とも同率で推移する見込み。ブロックローテーションを実施中で、今後は番水の実施を検討。			
・(県農地部の報告)県の水利使用については、現時点で取水障害はない。西川・中ノ口川系は、節水を指導中で、今後流況が悪化すれば(小千谷 160 m <sup>3</sup> /sを下回ったとき)、番水の実施を検討。			
② 水道(新潟市水道局の報告)			
・西部地区水道については、現時点で取水障害なし。			
・今後信濃川の流況が悪化すれば、塩水遡上が取水地点まで進むことも予想される。その場合は、水道原水としての取水できない事態となるので、遡上状況次第で信濃川水門の特例操作(閉操作)を要請したい。			
③ 工業用水(新潟工業用水組合の報告等)			
・現時点で取水障害なし。			
・今後、新潟市水道局からの要請で信濃川水門の特例操作をする場合には、その趣旨は理解するものの、組合構成員工場の操業に支障が生じる懸念から実施判断を慎重にするよう希望。			
<b>(4) 異常渇水時の連絡体制等(当事務所への連絡依頼)</b>			
・取水障害が生じた場合			
・給水制限の計画・節水呼びかけ等の公報の計画及び実施の場合			
<b>(5) その他(当事務所からの連絡・依頼事項)</b>			
・渇水(小千谷地点正常流量を下回る流況が継続する等)となった場合に、事後に取水及び排水実績量の調査依頼をしたい旨(流域治水課)			
・((3)③の希望に対して)実施にあたっては、あらかじめ関係河川使用者にはかりながら進める旨			
・今後流況悪化などの状況によっては、ふたたび情報連絡会を開催する旨			
委員からの質問・意見等はなし。			

以上

**【配布資料】**

- ・ 次第
- ・ 出席者一覧
- ・ 会議資料

**【決定事項】**